

原案可決
全会一致

第1号発議案

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 議会運営委員長 桜井 甚一

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第22条 委員会が知事、 <u>教育委員会の教育長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条第1項本文の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。	第22条 委員会が知事、 <u>教育委員会の委員長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条第1項本文の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合には、改正前の新潟県議会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

原案可決
全会一致

第2号発議案

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 議会運営委員長 桜井 甚一

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例（昭和31年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 <u>13人</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 <u>14人</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第4条 (略)</p> <p>2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。<u>ただし、議長は、常任委員とならないものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年4月30日から施行する。

原案可決

全会一致

第3号発議案

佐渡金銀山世界遺産登録の実現に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 総務文教委員長 小林 一大

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

佐渡金銀山世界遺産登録の実現に関する決議

新潟県と佐渡市が世界文化遺産登録を目指している「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、400年以上にわたり我が国の経済を支えてきた金生産社会の営みを物語り、鉱石の採掘から製錬、金貨製造までを行っていた、世界でも他に類を見ない遺産群であり、佐渡市民はもとより県民すべての誇りである。

佐渡金銀山の遺産群の世界遺産への登録に向けて、産官学で構成する佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議が県内各地で登録のための支援活動を行っているが、本県議会も新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟を立ち上げ、全議員が一丸となり世界遺産への登録に向けて活動を行っている。

新潟県民の悲願である平成29年度の世界文化遺産登録実現に当たっては、まず、来年度のユネスコへの推薦がなされなければならない。

よって本県議会は、平成29年度の世界文化遺産登録実現に向けて、来年度のユネスコへの推薦が果たされるよう全力を傾注することを決意するものである。

以上、決議する。

平成27年3月26日

新 潟 県 議 会

原案可決
全会一致

第4号発議案

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の
成功に向けた取組等に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 厚生環境委員長 富 樫 一 成

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の 成功に向けた取組等に関する決議

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、国民に大きな感動や東日本大震災からの復興を目指している被災者に勇気を与えるだけでなく、子どもたちにスポーツの魅力を伝えるとともに、社会、経済の活性化にも大きく寄与するものである。

国はもとより、各地域が観光資源等を磨き上げ、特色を生かした情報発信を行い、海外から訪れる多くの選手や大会関係者、観戦客等に対して、その魅力を伝え、積極的に国際交流に取り組むことができれば、地域にもたらされる波及効果も計り知れないものとなる。

よって本県議会は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が成功するよう全面的に支援・協力を行うとともに、下記の事項の実現に向け、全力で取り組むことを決意するものである。

記

- 1 本県の特色ある自然、伝統文化、文化遺産、匠の技、食など地域の魅力をさらに磨き上げ、海外に積極的に発信すること。
 - 2 選手団の事前合宿の誘致や外国人観戦客の誘客、スポーツ振興、国際交流など各地域が主体的に行う地域の活性化につながる意欲的な取組を支援すること。
 - 3 子どもたちにスポーツの魅力を伝えるとともに、オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際競技大会で活躍できる選手を恒常的に輩出するため、優れた能力を持つジュニア選手の発掘とその育成を支援すること。
- 以上、決議する。

平成27年3月26日

新潟県議会

原案可決

全会一致

第5号発議案

拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 総務文教委員長 小林 一大

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

拉致事件の早期解決を求める意見書

3月2日、北朝鮮が日本海に向け短距離弾道ミサイルを発射した。これを受け、政府は、北朝鮮のミサイル発射は、国連安全保障理事会決議等に違反するとして嚴重に抗議したところである。

政府は、安倍政権にとって北朝鮮による日本人拉致事件は最重要課題であるとの認識から、拉致被害者等の再調査の結果報告を要求するため、日朝協議を継続する方針を示している。

しかしながら、拉致被害者等の再調査については、昨年7月に行われた日朝協議において、北朝鮮が昨秋までに最初の報告をすることで合意していたにもかかわらず、昨年9月に報告の先送りを通告し、現在も具体的に進展しておらず、拉致被害者等の家族をはじめ関係者は、一日も早い報告と拉致事件の解決を待ち望んでいる。

よって国会並びに政府におかれては、拉致事件の早期解決に向けて、北朝鮮に対して日朝協議の合意に基づき早急に再調査結果を報告することを強く求めること。また、今後更なる北朝鮮のミサイル発射が行われた場合には、毅然とした態度で臨むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	町 村 信 孝 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様
拉 致 問 題 担 当 大 臣	山 谷 えり子 様

原案可決
全会一致

第6号発議案

豪雪対策に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 総務文教委員長 小林 一大

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

豪雪対策に関する意見書

本県では、12月上旬からの度重なる降雪により山間部において、異例の大雪となった。特に積雪量に比して重い雪となったことから、家屋等の倒壊が多く発生した。

豪雪地帯の地方自治体は、住民の日常生活の維持や地域経済活動の継続等のため、懸命に道路除雪を行うなどあらゆる対策を講じているところであるが、生活交通の確保に支障が出ている。また、高齢者等の雪処理中の事故等が多発しており、一方では克雪住宅の屋根雪の融雪に係る多額の経費負担が発生しているなど、住民の生活に大きな影響が生じている。

こうした状況に加え、労務単価や機械損料の上昇により、各地方自治体においては道路除排雪経費が嵩んでおり、大変厳しい財政運営を強いられている。

また、豪雪地帯の多くは、過疎化、高齢化の進行により、個人による除排雪が困難となり、地域ぐるみによる共助での対応にも限界が見えてきていることから、高齢者世帯等の除雪支援にあたる市町村等の負担が増大している。

よって国会並びに政府におかれては、豪雪地帯の地域住民の安全・安心な生活の確保が図られるよう、豪雪対策に係る下記事項について強く要望する。

記

- 1 道路除排雪経費に関する地方財政措置の拡充等を図ること。
- 2 地域における雪処理の担い手確保対策や高齢者世帯等の除雪費に関する財政措置の拡充を図ること。
- 3 克雪住宅の整備及び消融雪に要する経費について税制上の優遇措置を講ずること。
- 4 所有者が不明な空き家に対する市町村等による除雪の円滑化を図るための総合的な支援を行うこと。
- 5 社会福祉施設等の降雪状況に耐え得る施設整備のための支援制度の拡充等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	町 村 信 孝 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 様

第7号発議案

2020年東京オリンピック・パラリンピック聖火台
デザインへの「火焰型土器」の採用を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 厚生環境委員長 富 樫 一 成

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

第8号発議案

国益を大きく損なう発言等に対して強く抗議する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者	佐藤純	藤崎悦	純男	桜富	井樫	甚一	一成	坂榆	田井	光辰	子雄
	岩	村	良								
賛成者	笠原義宗	野藤卓	学之吉	高皆小	橋川島	直雄	揮二隆	青小小	柳林林	正一林	司大一
	矢佐西	藤川谷	卓洋国	小沢早	野川川	吉和謙	修秀雄	小斎尾	藤身松	隆孝二	景昭郎
	金中	野野	峯	小帆東	川莉山	英	治機	村渡三	辺富杉	惇佳知	夫一之
	石星	井野	伊佐夫	高内青	倉山木	五太	栄郎	上市松	川川尾	政キ又	広ヨ
	大志	田藤	邦浩義	片石	野塚		一郎	市松横	川尾藤	政キ又	広ヨ
	佐小	島					健	佐	藤	幸久	秀雄

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

国益を大きく損なう発言等に対して強く抗議する決議

鳩山由紀夫元首相が、3月10日に政府の反対を押し切り、ロシアによる編入から1年後の住民の暮らしを自分の目で確かめたいとの理由で、ウクライナ南部クリミア半島を訪問した。

報道によれば、鳩山由紀夫元首相は、昨年3月16日に実施された編入の是非を問う住民投票について「ウクライナ憲法の規定に従い、平和的かつ民主的プロセスに則って行われ、クリミア住民の意思を反映していた。」と述べた。また、「クリミアで起きたことはより広い視点で見ることが必要がある。日本の外務省の立場が唯一正しく、現状において唯一取り得るというものではない。」と日本の外交を批判するとともに、日本のロシアへの制裁措置についても、「日本政府は、米国や欧州の国々の例に追従するよりも、自主的な状況評価をすべきだ。」と主張し、「制裁が早期に解除されるよう全力を尽くす。」と述べている。

ロシアによるクリミア編入について先進7カ国は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害するものと非難しており、また、日本政府は、力を背景とした現状変更の試みは受け入れられず、住民投票についても、ウクライナの憲法に違反し、法的効力はないとの立場から編入を認めていない。こうした状況での我が国の首相経験者の訪問は国際社会に、「事実上の承認」との誤解をもたらすものと懸念されている。

このように、一国を代表する首相を経験した人物が、政府の立場に反し、国益を著しく損なう行動と発言を行ったことは、断じて許すことができない。

よって本県議会は、鳩山由紀夫元首相に対し、ここに強く抗議するとともに、猛省を求めるものである。

以上、決議する。

平成27年3月26日

新潟県議会

原案可決
賛成多数

第9号発議案

TPP交渉に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者	青宮佐	柳崎藤	正悦	司男純	桜富岩	井樫村	甚一良	一成一	坂楡	田井	光辰	子雄
賛成者	笠皆小沢早小帆東高内志佐小	原川島野川荇山倉山田藤島	義雄 吉和謙英 五邦浩義	宗二隆修秀雄治機栄郎男雄徳	高小小斎尾村渡三上市青片石	橋林林藤身松辺富杉川木野塚	直一林隆孝二惇佳知政太	揮大一景昭郎夫一之広郎猛健	矢佐西金中小石星大竹松横佐	野藤川谷野野井野渕島川尾藤	卓洋国 峯 伊佐夫健子ヨ秀雄	学之吉彦洗生修夫健子ヨ秀雄

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

TPP交渉に関する意見書

今、TPP交渉が大詰めを迎えている。TPP交渉に当たっては、国益を守るため衆参両院農林水産委員会における米など重要5品目の除外等を求めた決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、国益にかなう最善の道を追求した交渉を行なわなければならない。

特に、戦後以来の大改革といわれる農政改革の中で、非主食用米への転換により、米の需給バランスの改善に取り組んでいる現状において、新たな輸入数量の拡大は日本農業の根幹を覆すおそれがある。

よって国会並びに政府におかれては、主食である米は関税撤廃の対象から除外し、いかなる譲歩も行うことなく、国益を守るための交渉を行うとともに、米以外の影響が大きい品目については、例外化や的確な国内対策の実施も含め、持続的な発展のために十分な措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	町 村 信 孝 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 様
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 様
経 済 産 業 大 臣	宮 沢 洋 一 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様
T P P 担 当 大 臣	甘 利 明 様

原案可決

賛成多数

第10号発議案

テロ対策に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者	桜富岩	井樫村	甚一良	一成一	坂榆内	田井山	光辰五	子雄郎	宮佐市	崎藤川	悦政	男純広
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----

賛成者	笠矢佐西金中小石星大松横佐	原野藤川谷野井野渊川尾藤	義卓洋国峯伊佐又幸久	宗学之吉彦洸生修夫健ヨ秀雄	高皆小沢早小帆東高志佐小	橋川島野川川苧山倉田藤島	直雄吉和謙英邦浩義	揮二隆修秀雄治機栄男雄徳	青小小斎尾村渡三上青片石	柳林林藤身松辺富杉木野塚	正一林隆孝二惇佳知太	司大一景昭郎夫一之郎猛健
-----	---------------	--------------	------------	---------------	--------------	--------------	-----------	--------------	--------------	--------------	------------	--------------

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

テロ対策に関する意見書

2人の日本人が殺害された過激派組織ISILによる人質事件は、悪逆非道であり言語道断である。

日本人がテロの犠牲となったことは痛恨の極みであり、非道かつ卑劣極まりないテロ行為を断固非難するものである。

また、このたびの事件を踏まえ、外務省は、シリアへの渡航の自粛を求めているが、シリアへの渡航を計画していたフリーカメラマンが自粛要請に応じなかったことから、旅券法に基づいて旅券を返納させた。

憲法が保障している渡航や報道の自由は、最大限尊重されるべきものの、ISILは、日本人2人を冷酷に殺害するとともに、今後も日本人をテロの標的にすると公言しており、ISILにとって日本人は人質としての利用価値が高まっていることから、本人一人の自己責任では済まされないことを自覚し、渡航を自粛すべきである。

よって国会並びに政府におかれては、テロに屈することなく、毅然とし対応を行うよう強く求めるとともに、国民の安全の確保について全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	町 村 信 孝 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 様
防 衛 大 臣	中 谷 元 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様

原案可決
全会一致

第11号発議案

介護提供体制の維持に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 高橋直揮 桜井甚一 坂田光子
宮崎悦男 富樫一成 楡井辰雄
佐藤純 岩村良一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 柄沢正三様

介護提供体制の維持に関する意見書

介護報酬が改定され、4月から引き下げられることから、介護職員の給与が下がりサービス低下につながるのではないかと危惧する声が聞こえている。

社会保障費が毎年伸び続ける中で、特に介護保険の給付費の伸びが大きいことから、厚生労働省の介護事業経営実態調査等に基づき、介護報酬の引下げに至ったものであるが、在宅生活を望む高齢者のため、在宅介護における中重度者のケアや認知症の人向けのサービスに取り組む事業者には加算を手厚くし、事業者の収入確保を可能とするとともに、利用者にはサービスの向上が期待されるとうと理解している。

限りある予算の中で制度の持続可能性を高めるためには、給付の重点化と効率化というバランスの調整が何よりも重要である。しかし、介護報酬の引下げが、介護サービスの低下や介護職員の給与の引下げにつながることはあってはならない。

よって国会並びに政府におかれては、高齢化社会を見据えた安心できる介護提供体制を維持するため、介護報酬の引下げが、サービスの低下や職員の給与の引下げにつながることをないよう、介護を取り巻く状況を注視し、対策に万全を期すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	町 村 信 孝 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 様

原案可決
全会一致

第12号発議案

農協改革に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 宮崎悦男 桜井甚一 坂田光子
富樫一成 榎井辰雄 佐藤純
岩村良一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 柄沢正三様

農協改革に関する意見書

政府は、全国農協中央会を一般社団法人とすることなどを内容とする農協改革案を決定したところであるが、安倍総理は、これを含めた農政改革等を戦後以来の大改革と位置づけ、理解と協力を求めている。

強い農業を創るための改革、農家の所得を増やすための改革を進めることは当然のことであるが、農協改革の議論においては、農協の負の面ばかりが強調されている。農協がこれまで地域社会や経済に果たしてきた役割も評価されるべきであり、改革は、組合員の立場に立った協同組合自身による自己改革が基本となるべきものである。

農協改革に当たっては、何よりも農家の営農意欲の向上と営農者のみならず地域の連携による集落の維持が重要な課題であり、地域の声が的確に反映されることが改革の成否の鍵となる。

よって国会並びに政府におかれては、農協改革に当たっては、協同組合の原則に即し、農協の自己改革を尊重した農業と地域を守るための改革を行うとともに、何よりも強い農業を創るための改革、農家の意欲向上に係る所得を増やすための改革を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	町 村 信 孝 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 様
規 制 改 革 担 当 大 臣	有 村 治 子 様

原案否決
賛成少数

第13号発議案

中小企業の育成・発展、雇用の維持・拡大に資する
税制の確立を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 高 倉 栄 内 山 五 郎 市 川 政 広

賛成者 上 杉 知 之 大 渕 健 長 部 登
小 山 芳 元 大 竹 島 良 子 長 松 川 キ又ヨ
佐 藤 浩 雄 米 山 藤 久 昇 片 野 猛
若 月 仁 佐 藤 久 雄

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

中小企業の育成・発展、雇用の維持・拡大に資する 税制の確立を求める意見書

政府は、法人実効税率を平成27年度に2.51%、平成28年度にさらに0.78%引き下げるため、その代替財源として、雇用の維持・拡大に悪影響を与える「外形標準課税の拡大」、国内産業の成長に悪影響を与える「研究開発税制の圧縮」や「受取配当等の益金不算入割合の縮小」、「欠損金繰越控除の縮小」などを決定した。これらはいずれも成長戦略に反し本末転倒である。

また、平成27年度与党税制改正大綱においては、更なる法人実効税率の引下げを目指し、外形標準課税の中小企業への適用拡大、中小法人の軽減税率の見直しなど、中小企業に対する負担増を今後の検討課題に掲げている。地域の経済や社会の活力向上のためには、地域の核となる中小企業を大胆に後押ししていくべきであるが、このような見直しの方向性は、中小企業の育成・発展に逆行するものと言わざるを得ない。

よって国会並びに政府におかれては、法人実効税率引下げに際しての代替財源について再考を行うとともに、中小企業の育成・発展、雇用の維持・拡大に資する税制を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	町 村 信 孝 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
経 済 産 業 大 臣	宮 沢 洋 一 様

原案否決
賛成少数

第14号発議案

雇用の安定を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 上 杉 知 之 内 山 五 郎 市 川 政 広

賛成者 高 倉 栄 大 瀧 健 長 部 登
小 山 芳 元 大 竹 島 良 子 松 川 キヌヨ
佐 藤 浩 雄 米 山 藤 久 昇 野 猛
若 月 仁 佐 藤 久 雄

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

雇用の安定を求める意見書

国民にとって、働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、憲法に保障された国民の権利であることから、雇いを安定させることは国の重大な責務の一つである。

しかし、政府は労働規制の緩和策を検討し、雇いを不安定化させようとしている。例えば、政府が検討する「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、金銭の支払いによって今よりも簡単に解雇されるようになってしまう。

また、政府は2014年に2度にわたって労働者派遣法改正案を提出したが、派遣労働者の受入期間の制限を事実上撤廃するものであり、正社員が減少し、不安定雇用の派遣労働が拡大することが危惧される。さらに、政府が目指す「残業代ゼロ制度」が導入されれば、企業は一定の労働者に時間外労働等の割増賃金を支払う必要がなくなるため、労働者に膨大な仕事を割り当てることも可能になり、長時間労働を助長し、過労死を誘発するおそれがある。

長時間過密労働が蔓延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、さらに、これらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができない。現在必要なことは、長時間労働を抑制するための制度を導入することである。

よって国会並びに政府におかれては、雇用の安定等を図るため、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 「解雇の金銭解決制度」や「残業代ゼロ制度」の導入、労働者派遣法の改正など、労働規制の改悪を行わず、雇用の安定を図ること。
- 2 いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
- 3 過労死等防止対策推進法に基づき、過労死防止施策を総合的に推進すること。
- 4 上限規制による労働時間の短縮や年次有給休暇の完全取得に向けて法改正を行うこと。
- 5 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成を図り、雇いを創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長 町 村 信 孝 様

参議院議長 大臣 大臣 大臣 大臣
内閣総理大臣 大臣 大臣 大臣 大臣
文部省 厚生省 経済省 財政省 改革
厚 生 産 政 策 担 当 大 臣
經 濟 財 政 政 策 担 当 大 臣
規 制 改 革 担 当 大 臣

山安下塩宮甘有
崎倍村崎沢利村
正晋博恭洋治
昭三文久一明子
様様様様様様様

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

原案否決
賛成少数

第15号発議案

農業政策の見直しを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日

提出者 大 淵 健 内 山 五 郎 市 川 政 広

賛成者 高 倉 栄 上 杉 知 之 長 部 登
小 山 元 竹 島 良 子 松 川 キヌヨ
佐 藤 浩 雄 米 山 昇 片 野 猛
若 月 仁 佐 藤 久 雄

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

農業政策の見直しを求める意見書

昨年6月、規制改革会議の第2次答申を受けて、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、成長戦略の一環として農業分野の改革を進めてきた。中でも農協、農業委員会、農業生産法人を「岩盤規制」と位置づけ、改革を迫っているが、農協改革においては、全国農協中央会が示した自己改革案を否定し、安倍総理の強い意向を強引に押し付けるものとなっている。

一方、安倍総理は2月12日の施政方針演説で「戦後以来の大改革」、「60年ぶりの農協改革の断行」を訴え、「農家の所得を増やすための改革を進める。」と力説したが、改革が農家所得の増大にどのようにつながるのか説明はない。また、2014年産米の価格は下落し、米価下落対策の緊急事業の申請も伸び悩んでいる。生産者の間では、米の生産を続けられるかどうかの深刻な事態となっている。さらに、農林水産省は、食料自給率の目標を初めて引き下げる考えを発表するなど農業政策への不安感は強まっている。

よって国会並びに政府におかれては、地域の生産者、農協組合員など農業者の自主性が尊重され、多様な農家・生産組織が、米をはじめとした農産物の生産を続けることが可能となり、後継者の確保など将来を展望できる農業政策が展開されることで、国民生活に欠かすことのできない安全な食料の安定供給と農業・地域社会の維持発展を図るため、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 先を見通した合理的な経営の安定化により、農業の持続性を高め、農業が有する多面的な機能が発揮されることにも資するよう、戸別所得補償制度を復活した上で法制化し、より安定したものにする。
- 2 農業生産活動を維持し、併せて多面的機能の維持も図るため、非農家を含めた農村集落における共同活動を促進すること。
- 3 勾配の斜度のみならず平地における条件不利性も認めるなど、より実態に即した条件不利地域に対する支援も行うことで、農業生産活動の継続を促進すること。
- 4 有機農業など環境保全型農業を導入する農家への支援の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	町 村 信 孝 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 様
規 制 改 革 担 当 大 臣	有 村 治 子 様